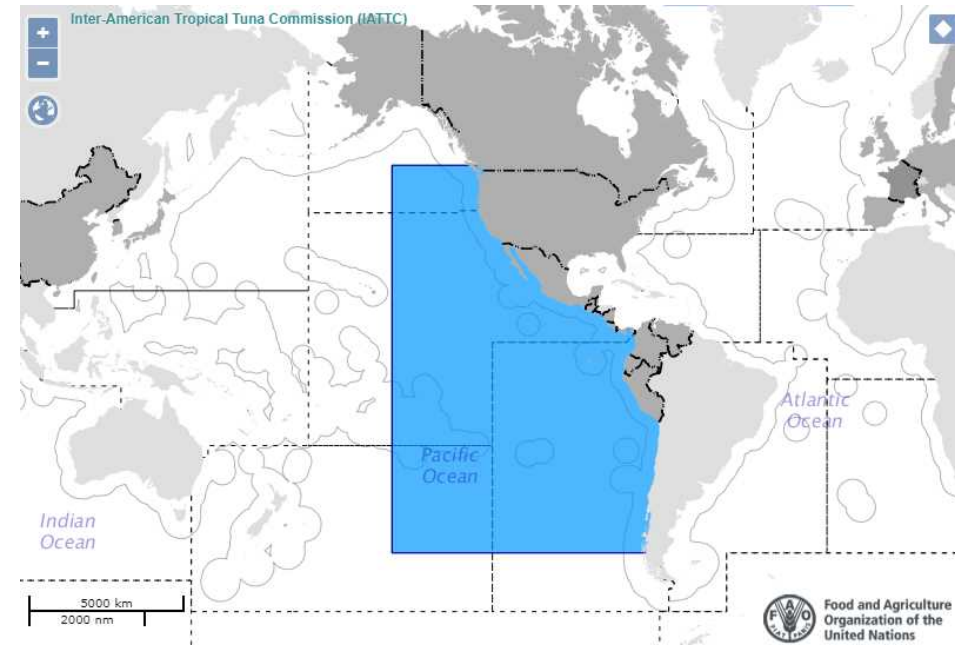


## 概要

- **目的**  
条約適用水域におけるカツオ・マグロ類等資源の長期的な保存及び持続的な利用の確保。
- **設立条約**  
全米熱帯まぐろ類委員会の設置に関するアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約 (Convention between the United States of America and the Republic of Costa Rica for the Establishment of an Inter-American Tropical Tuna Commission)
- **発効**  
1950年3月3日 (我が国について効力発生: 1970年7月1日)  
(注) 2010年8月27日より、新条約 (全米熱帯まぐろ類委員会強化条約) が発効。
- **機能**
  - 規制区域における漁業資源の最適利用を実現することを目的とする締約国の共同措置を採択すること。
  - 規制区域における漁獲量の配分を採択すること。
- **締約国等 (21)**  
日本、ベリーズ、カナダ、中国、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、エルサルバドル、フランス、グアテマラ、キリバス、メキシコ、ニカラグア、パナマ、ペルー、韓国、米国、バヌアツ、ベネズエラ、台湾、EU  
協力的非締約国: ボリビア、ホンジュラス、インドネシア、リベリア、チリ
- **事務局所在地** (米国)
- **対象魚種** カツオ・マグロ類 (クロマグロ、メバチ、カツオ、キハダ、ビンナガ、カジキ類等及びかつお・まぐろ類を対象とする漁業で採捕される他の魚種)  
(条約適用水域においてクロマグロの採捕を行う国は米国とメキシコのみ。我が国がWCPFC水域で採捕をおこなうクロマグロについては、IATTC-WCPFC北小委員会合同作業部会を通じて漁獲枠等の調整が行われている)。
- **保存管理措置**
  - 総漁獲可能量 (TAC) 及び国別漁獲割当の設定、混獲規制等
  - 漁法に応じた禁漁期間や集魚装置 (FADs) 制限や、国別漁獲枠の設定

## 条約適用水域



## 主な魚種の我が国漁獲量 (単位: トン)

	メバチ	キハダ
2012年	16,323	3,600
2013年	14,258	3,117
2014年	13,634	2,633
2015年	13,079	2,177
2016年	10,467	1,839
2017年	8,054	1,463
2018年	6,125	1,412
2019年	6,024	1,810
2020年	5,440	1,446

(出典: IATTC)